

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT																																		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME																																		
CONVEYING PARTY DATA																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">Name</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">Execution Date</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Vodafone K.K.</td> <td style="padding: 2px;">10/01/2004</td> </tr> </table>	Name	Execution Date	Vodafone K.K.	10/01/2004																															
Name	Execution Date																																		
Vodafone K.K.	10/01/2004																																		
RECEIVING PARTY DATA																																			
Name:	SOFTBANK MOBILE Corp.																																		
Street Address:	1-9-1 Higashi-Shimbashi																																		
City:	Minato-ku, Tokyo																																		
State/Country:	JAPAN																																		
PROPERTY NUMBERS Total: 19																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">Property Type</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">Number</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11578395</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11661564</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11920068</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11666169</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11640932</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11797141</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11790952</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11785079</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11889979</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11896289</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11898068</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11898194</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11907446</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11987059</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">11984918</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">Application Number:</td><td style="padding: 2px;">12007036</td></tr> </tbody> </table>	Property Type	Number	Application Number:	11578395	Application Number:	11661564	Application Number:	11920068	Application Number:	11666169	Application Number:	11640932	Application Number:	11797141	Application Number:	11790952	Application Number:	11785079	Application Number:	11889979	Application Number:	11896289	Application Number:	11898068	Application Number:	11898194	Application Number:	11907446	Application Number:	11987059	Application Number:	11984918	Application Number:	12007036	
Property Type	Number																																		
Application Number:	11578395																																		
Application Number:	11661564																																		
Application Number:	11920068																																		
Application Number:	11666169																																		
Application Number:	11640932																																		
Application Number:	11797141																																		
Application Number:	11790952																																		
Application Number:	11785079																																		
Application Number:	11889979																																		
Application Number:	11896289																																		
Application Number:	11898068																																		
Application Number:	11898194																																		
Application Number:	11907446																																		
Application Number:	11987059																																		
Application Number:	11984918																																		
Application Number:	12007036																																		

OP \$760.00 11578395

501445246

PATENT
 REEL: 025879 FRAME: 0890

Application Number:	12007951
Application Number:	12078006
Application Number:	11826838

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (508)898-8602

Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Phone: 5088988601

Email: docketing@westboro-ip.com

Correspondent Name: Muirhead and Saturnelli, LLC

Address Line 1: 200 Friberg Parkway

Address Line 2: Suite 1001

Address Line 4: Westborough, MASSACHUSETTS 01581

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	VKK-SOFTBANK
-------------------------	--------------

NAME OF SUBMITTER:	Donald W. Muirhead
--------------------	--------------------

Total Attachments: 12

source=Vodafone KK to Softbank#page1.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page2.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page3.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page4.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page5.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page6.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page7.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page8.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page9.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page10.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page11.tif

source=Vodafone KK to Softbank#page12.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Akiko Hashimoto, a citizen of Japan, and a member of SEIWA PATENT & LAW of Toranomon 37 Mori Bldg., 3-5-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, Japan, do hereby swear:

- That I am well acquainted with the Japanese and English languages,

And certify:

- That the attached is a true and correct abridged translation of the certified copy of all the matters recorded in the Commercial Register.

Dated this 28th day of December, 2010

Signature of translator

Akiko Hashimoto

Akiko Hashimoto

(ABRIDGED TRANSLATION)
 CERTIFIED COPY OF RECORDED HISTORY
 (Genzaijiko Zenbu Shomeisho)

1-9-1 Higashi-Shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan
 SOFTBANK MOBILE Corp.
 Company No.0104-01-052465

Trade name:	<u>Vodafone K.K.</u>	Changed on October 1, 2004 Registered on October 1, 2004
	SOFTBANK MOBILE Corp.	Changed on October 1, 2006 Registered on October 2, 2006
Location of head office:	<u>2-5-1 Atago, Minato-ku, Tokyo Japan</u>	
	1-9-1 Higashi-Shimbashi, Minato-ku, Tokyo Japan	Changed on May 1, 2006 Registered on May 2, 2006
Way of public notice:	Rendered by publishing in "Nippon Keizai Shimbun" issued in Tokyo.	
Date of incorporation:	December 9, 1986	
Line of business:	The objective of the company shall be to carry out the following businesses: (1) Mobile communications business; (2) Research on mobile communication market, and commissioned services therefor; (3) Research on mobile communication technologies, and commissioned services therefor; (4) Production and sales of software for telecommunications; (5) Construction of telecommunication equipment and their ancillary facilities, and contracted services therefor; (6) Maintenance of telecommunication equipment for others; (7) Maintenance and sales of telecommunication products and systems on mobile communication; (8) Rental of telecommunication facilities; (9) Sales of telecommunication equipment; (10) Consulting relating to any of the foregoing items; (11) Recruiting of telecommunication line user, and agencies for sales promotion on right of utilization; (12) Agencies for non-life insurance; (13) Financial business; (14) Brokerage of credit purchase business; (15) Operating business of the aforementioned corporation by owning company stock, directed to the foregoing items, and; (16) Any and all businesses incidental or related to any of the foregoing items. changed on June 29, 2010, registered on July 12, 2010	
Total Stocks to be issued:	12,780,000	
Total Number of stocks already issued:	5,427,893	
Amount of Capital:	JPY177,251,216,500	
Name and Address of the Representative	Ken Miyauchi, Senior Executive Vice President & COO 3-36-13 Ichikawa, Ichikawa-shi, Chiba, Japan	

It is certified that this is a true transcript of the Commercial Register.

This 13th day of December, 2010
 Tokyo Legal Bureau, Minato Branch
 Registrar: Michio Sasao (Official Seal)

現在事項全部証明書

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクモバイル株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

商 号	ボーダフォン株式会社	平成16年10月 1日変更
		平成16年10月 1日登記
	ソフトバンクモバイル株式会社	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 2日登記
本 店	東京都港区愛宕二丁目5番1号	
	東京都港区東新橋一丁目9番1号	平成18年 5月 1日移転
		平成18年 5月 2日登記
公告をする方法	日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月12日登記
会社成立の年月日	昭和61年12月9日	
目 的	(1) 移動体通信事業 (2) 移動体通信市場に関する調査研究及びその受託 (3) 移動体通信技術に関する調査研究及びその受託 (4) 電気通信に関するソフトウェアの制作及び販売 (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事及びその請負 (6) 電気通信設備の保守業務の受託 (7) 移動体通信にかかる電気通信用品及びシステムの保守及び販売 (8) 電気通信に係る設備の賃貸 (9) 通信機器の販売 (10) 前各号に関するコンサルティング業務 (11) 電気通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業 (12) 損害保険代理店業 (13) 金融業 (14) 信用購入あっせん業 (15) 前記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業を行うこと。 (16) 前各号に附帯又は関連する 一切の業務 平成22年 6月29日変更 平成22年 7月12日登記	
発行可能株式総数	1278万株	

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクモバイル株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 542万7893株 各種の株式の数 普通株式 409万2122株 第一種優先株式 133万5771株	平成18年12月22日変更
		平成18年12月28日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月12日登記	
資本金の額	金1772億5121万6500円	
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 1144万4229株 第一種優先株式 133万5771株 1. 第一種優先配当金 1. 当会社は、定款第40条第1項に定める期末配当をするときは、毎年6月30日までに、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）又は第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき下記2に定める額の配当金（以下「第一種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該事業年度において、下記5に定める第一種優先中間配当金の全部若しくは一部が支払われたときは、その支払額の総額を控除した額とする。 2. 平成25年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度については、第一種優先配当金は、無配とする。平成25年4月1日に開始する事業年度以降については、第一種優先配当金の額は、31万4426円に、0.12に当該事業年度に係る基準金利を加えた率（以下「優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。 基準金利とは、各事業年度につき、当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間午前11時現在のレートとしてロイター・スクリーンのイズダ日本円ベンチマークレート1ページに表示される、期間5年の円スワップレート（百分率で表現される。）を意味する（当該ページが置き換えられ若しくは当該サービスが利用可能でなくなった場合は、当会社は、適切なレートを表示する他のページ又はサービスを合理的に定めることができる。）。ただし、期間5年の円スワップレートを定めることができないときは、当会社に対して参照銀行の全部又は一部が当該事業年度の開始日の2営業日前の日における東京時間正午までに提示する代替金利を基準として当会社が定める率をもって、当該事業年度に係る基準金利とする。 なお、本項において、参照銀行とは、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行若しくは株式会社三菱東京UFJ銀行又は当会社が合理的に決定するその他の銀行を意味し、代替金利とは、国際スワップ派生商品協会発行の2000イズダ定義集（2000年6月版）の別紙における「日本円ティーエスアール参照銀行」という語の定義において言及されている「ミッドマーケットセミアニュアルスワップレート」を意味する。 3. ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降第一種優先配当金	

及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う。

4. 第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当を行わない。
5. 当会社は、定款第40条第2項に定める中間配当を行うときは、毎年12月末日までに、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、同年の9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき当該事業年度における第一種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

II. 残余財産の分配

1. 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額を支払う。第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該残余財産の分配が行われる日（本項において「残余財産分配日」という。）の属する事業年度の初日（又は、残余財産の分配が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から残余財産分配日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

III. 議決権

第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

IV. 第一種優先株式についての取得条項に関する定め

1. 当会社は、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条第2項に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）を限度として、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者の意思にかかわらず第一種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに金銭を交付すること（以下「強制償還」という。）ができる。かかる強制償還を行う場合、当会社は、法令で定める日又は当該強制償還を行う日の45日前の日のいずれか早く到来する日までに、第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対し、強制償還を行う旨を通知するものとする。
一部償還（「償還」とは、取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下、同じ。）の場合は、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。
償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び（平成25年4月1日に開始する事業年度以降については）次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。
2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該強制償還が行われる日（本項において「強制償還日」という。）の属する事業年度の初日（又は、当該強制償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日）から強制償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。

V. 第一種優先株式についての取得請求権に関する定め

1. 第一種優先株主は、下記第(1)号乃至第(7)号所定の事由(以下「償還事由」という。)のいずれかが生じたときは、分配可能額を限度として、第一種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当会社はかかる償還請求がなされてから45日(ただし、最終日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)以内に、法令の定めに従い償還手続を行うものとする。ただし、償還事由の発生に伴い第一種優先株式の償還義務が発生した場合であっても、これにかかる償還金の支払は、当該償還事由が下記第(4)号に定めるものである場合を除き、優先借入債務(下記第(3)号に定義する。)の全額につき当会社及びその関連会社が免責(優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第(4)号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換え又はオフバランス化による免責を除く。)されるまで延期され、優先借入債務の弁済に劣後する。

償還価額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に第一種優先累積未払配当金の額及び(平成25年4月1日に開始する事業年度以降については)次項に定める経過配当金相当額を加えた額とする。

分配可能額が、償還請求のあった第一種優先株式の数に償還価額を乗じた額に満たず、償還請求のあった第一種優先株式をすべて償還することができないときは、株主名簿に記載された所有株式数による比例配分により償還される株式を決定する。

- (1) 以下のいずれかの事態が発生すること(ただし、(a)「エスピーエム担保」(当会社、保証人としての当会社の子会社及び信託受託者としてのみずほ信託銀行株式会社(以下「本件貸主」という。)との間の平成18年11月28日付「エスピーエムローンアグリーメント」(当会社、BBモバイル株式会社(以下「BBモバイル」という。)及びVODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V. との間の平成18年11月28日付「デットアサンプション、アmendメント、リステートメントアグリーメント」第2条に基づき交付された同契約の内容による。以下「本件ローン契約」という。)において定義される。)の設定、及び/又は(b)エスピーエム担保の実行(本件ローン契約に基づきエスピーエム担保の担保権者が当会社又はBBモバイルの株主名簿に株主として記載され又は記録されることを含むが、これに限られない。)又は本件貸主による「条件付の貸主の権利」(本件ローン契約において定義される。)の本件ローン契約に従った行使による場合を除く。)

- ①ソフトバンク株式会社が直接的に保有する同社の100%子会社であるモバイルテック株式会社株式に係る議決権の数がモバイルテック株式会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社がモバイルテック株式会社の取締役の過半数を直接的に指名する権利を失うこと
- ②ソフトバンク株式会社が間接的に保有するBBモバイルに係る議決権の数が当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的にBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ③ソフトバンク株式会社が間接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はソフトバンク株式会社が間接的に当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと
- ④モバイルテック株式会社が直接的に保有するBBモバイル株式に係る議決権の数が、BBモバイル株式の全ての発行済株式に係る議決権の数の50.1%

%を下回ること、又はモバイルテック株式会社がBBモバイルの取締役の過半数を指名する権利を失うこと

⑤ BBモバイルが直接的に保有する当会社の株式に係る議決権の数が、当会社のすべての発行済株式に係る議決権の数の50.1%を下回ること、又はBBモバイルが当会社の取締役の過半数を指名する権利を失うこと

(2) 一般的に認知された証券取引所における、BBモバイルの普通株式若しくはその他の株式、モバイルテック株式会社の株式又は当会社の株式の上場（当該株式の証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場への登録その他証券取引所での取引に類似する形態で取引される状態に至ること（外国においてかかる状態に至ることを含む。）を含む。）を含む。

(3) 優先借入債務（当会社及びその関連会社が（i）「エスピーエムファンディングドキュメント」（本件ローン契約において定義される。）に関して「ファイナンス当事者」（本件ローン契約において定義される。）に対して負担する一切の債務、又は（ii）後発資金調達に関して当該後発資金調達における貸主その他関係当事者との間で締結するローン契約その他の文書に関して、当該後発資金調達における貸主その他関係当事者に対して負担する一切の債務をいう。）の全額につき当会社及びその関連会社が免責されること（優先借入債務の元利金の返済、優先借入債務の取消し、優先借入債務のオフバランス化、優先借入債務の借換え、その他その免責の原因を問わないが、下記第（4）号所定の借換え又はオフバランス化に該当しない優先借入債務の借換えによる免責を除く。）。なお、「後発資金調達」とは、当会社又はその子会社による債務性の資金調達（ただし、①当会社の子会社、②ソフトバンク株式会社、又は③当会社若しくはその子会社又はソフトバンク株式会社の関連会社からの資金調達を除く。以下、本号において「新資金調達」という。）であって、当該新資金調達に係る手取金を（a）本件ローン契約に基づく借入債務（又は本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務）の全部又は一部の借換え若しくはオフバランス化、又は（b）かかる借換え若しくはオフバランス化に関連する手数料、期限前弁済に係るプレミアム、ヘッジコスト（ヘッジ取引の解消に関連するコストを含む。）又はその他かかる借換え若しくはオフバランス化のために若しくはこれに起因して発生する費用又は支出（以下「関連費用」という。）の支払いに充てるためものをいう。ただし、当該新資金調達の直後において、当該新資金調達に基づく当会社及びその子会社の負担する債務の総額が、本件ローン契約に基づく債務及び本号における後発資金調達の定義に該当する他の資金調達に基づく債務と合わせて、下記の金額の合計を超える場合には、当該新資金調達は後発資金調達を構成しない。

ア. 当該資金調達の直前において、当会社及びその子会社が、本件ローン契約及び本号における後発資金調達の定義に該当する資金調達に基づき負担する債務の総額

イ. VODAFONE INTERNATIONAL HOLDINGS B.V.、ヤフー株式会社、当会社、ソフトバンク株式会社との間の平成18年11月28日付「ヴィエフアイエイチサポーディネーションアグリーメント」において「シニアヘッドルームアmount」として定義される金額

ウ. 関連費用の金額

(4) 本件ローン契約に基づく借入債務又は後発資金調達に基づく債務の全部又は一部の借換え又はオフバランス化であって、①当該借換え又はオフバランス化に基づく債務の弁済期が平成31年11月10日（東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行っていない場合には、翌日以降の日であって東京、ロンドン及びニューヨーク所在の民間銀行が同日において決済業務を行う最初の日。以下「最終償還日」

	という。) (又は、当該借換え又はオフバランス化の対象である本件ローン契約若しくは後発資金調達に基づく債務の最終償還期日が最終償還日より前に到来する日である場合には、当該最終償還期日) よりも遅く到来するもの、又は②その他BBモバイルの第一種優先株式を保有するBBモバイル株主の利益を害すると合計でBBモバイルの第一種優先株式の過半数を有する単数又は複数のBBモバイル株主が合理的に判断する条件によるもの (5) ①第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金の支払いが株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②当社が第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一種優先配当金又は第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと (6) ①BBモバイルの第一回第一種優先株式に係る第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金の支払いがBBモバイルの株主総会又は取締役会の決議により承認されたにもかかわらず、その支払いがその支払期日(第一回第一種優先配当金については当該株主総会決議直後の6月末日とし、第一回第一種優先中間配当金については当該取締役会決議直後の12月末日とする。)から30日以内になされないこと、又は②BBモバイルが同社の第一回第一種優先株主に対して行うべき支払いであって、第一回第一種優先配当金又は第一回第一種優先中間配当金以外の支払いが、その支払期日から30日以内になされないこと (7) 第一種優先株主がその保有する第一種優先株式に関して追加的な税金を支払うことを要求され、又はそのように要求される実質的な可能性がある、当会社又はBBモバイルが当事者となる合併、株式交換、株式移転、営業の全部若しくは実質的に全部の譲渡、又は当会社又はBBモバイルの資産の全部の若しくは実質的に全部の譲渡、その他当会社又はBBモバイルを当事者とする組織再編行為 2. 前項に基づき第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に支払う経過配当金相当額は、第一種優先株式1株につき、31万4426円に優先配当率及び当該償還が行われる日(本項において「償還日」という。)の属する事業年度の初日(又は、当該償還が事業年度の下半期に行われる場合において、当該事業年度に関して第一種優先中間配当金の支払いが既に行われていた場合には、当該事業年度の10月1日)から償還日までの経過日数を乗じ、365で除して算出した額をいう。 平成22年 6月29日変更 平成22年 7月12日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店	
役員に関する事項	取締役 孫 正義	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 宮 内 謙	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクモバイル株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	取締役 宮川潤一	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 笠井和彦	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 後藤芳光	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 喜多埜裕明	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 松本徹三	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 藤原和彦	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	取締役 阿多親市	平成22年 6月29日就任
		平成22年 7月12日登記
	東京都港区麻布台一丁目4番2-301号 代表取締役 孫正義	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	千葉県市川市市川三丁目36番13号 代表取締役 宮内謙	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
	監査役 西村弘 (社外監査役)	平成19年 6月22日就任
		平成19年 6月28日登記
	監査役 笠原諄一 (社外監査役)	平成19年 8月 1日就任
		平成19年 8月 6日登記
		平成22年 7月12日社外 監査役の登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクモバイル株式会社
会社法人等番号 0104-01-052465

	監査役 片貝義人	平成22年 6月29日就任
		平成22年 7月12日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月12日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成19年 6月22日変更 平成19年 6月28日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	1. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。 平成19年 6月22日変更 平成19年 6月28日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成19年 6月22日設定 平成19年 6月28日登記
委員会設置会社に関する事項		平成19年 6月22日廃止 平成19年 6月28日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 5月 2日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成22年12月13日
東京法務局港出張所
登記官

佐 生 道 夫



NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that Akiko Hashimoto has affixed her
signature in my very presence to the attached document.

This 28th day of December, 2010



A handwritten signature, likely "K. Ito", is written over a horizontal line. The signature is in cursive and appears to be in ink.

K O I T O

Notary

Tokyo Legal Affairs Bureau

Shimbashi 1-Chome,

Ch. Tokyo, Japan

PATENT

REEL: 025879 FRAME: 0902

(公)	(証)	(人)	(役)	(増)
1	平成22年登簿第 1717 号			
2	認 証			
3	添付書面の作成者である 橋本章子 は、本職の面前にお			
4	いて、同書面に署名した。			
5	以上のとおり認証する。			
6	平成22年12月28日本職役場において			
7	東京都港区新橋1丁目1番1号			
8	東京法務局所属			
9	公証人			
10	伊藤 剛			
11	KO ITO			
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				